

令和3年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書

令和4年7月19日
関東地方整備局
コンプライアンス推進本部

1. はじめに

高知県内における入札談合事案に関し、国土交通本省は、再発防止対策を含む調査報告書を平成25年3月14日付けで公表した。

これを受け、関東地方整備局では、コンプライアンス活動について組織的かつ総合的な取組を推進するため、「関東地方整備局コンプライアンス推進指針」を定め、「関東地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)が中心となって、「関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」(以下「アドバイザリー委員会」という。)の意見を踏まえ、「関東地方整備局コンプライアンス推進計画」を毎年度策定し、継続した取組を行うこととしている。

本報告書は、令和3年3月26日付けで策定した「令和3年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」(以下「推進計画」という。)の各推進施策に係る取組の実施状況及びそれに対する評価について報告するものである。

2. 推進本部会議・アドバイザリー委員会の開催について

令和3年度においては、推進本部会議を12回、アドバイザリー委員会を2回開催した。

☞ 別紙1

3. 推進施策の実施状況と評価

※実線枠内はR3推進計画の記述

(1) 職員等の意識改革

① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

i) 組織のトップによる「関東地方整備局職員行動基準」等の周知等

局長をはじめ、事務所及び管理所及び関東道路メンテナンスセンター(以下「各事務所等」という。)の組織のトップは、自ら率先して意識改革に取り組むとともに、コンプライアンス推進の強い意識を継続して表明することにより、意識の改革・向上に引き続き努める。

また、推進本部員は、各事務所等の要請に応じ、現場職員と率直なコミュニケーションを図るための意見交換を積極的に行うこととする。

【実施状況】

コンプライアンス推進に対する強い意識の表明については、関東地方整備局コンプライアンス週間中、局長による「コンプライアンス遵守メッセージ」を業務用PC起動時に表示し、個々の職員に対するコンプライアンスの意識付け、向上を図った。

☞ 別紙4

また、第4回推進本部会議において、局長から「関東地方整備局職員行動基準」の周知を呼びかけた。

各部署においては、コンプライアンス推進に対する強い意識の表明を、年度当初の幹部会で実施したほか、倫理保持や発注者綱紀保持の重要性について、幹部会等の機会を捉えて随時、指導・注意喚起した。

なお、関東地方整備局コンプライアンス推進本部員による、現場職員との意見交換については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現場視察の機会が減少するとともに、事務所幹部等との挨拶程度にとどまり、低調であった。

【評価】

取組は、おおむね実施されており、次年度も継続するが、その際に実施の徹底を図る。

推進本部員が現場職員と意見交換を行うことは、「ii）」の「誰とでも相談できる『風通しの良い職場づくり』」にも寄与するため、今後、積極的な実施を図る。

局長はじめ、各事務所等の組織のトップによる、「コンプライアンス推進に対する強い意識の表明」を年度当初等に実施することを徹底する。

ii) 危機管理意識の醸成

「関東地方整備局職員行動基準」に掲げる「積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。」の趣旨に則り、日常業務等で発生するリスクへの対応・危機管理の重要性について、会議、講習会及び所属内でのミーティング等の場を通じて、周知徹底を図るとともに、組織内の迅速な情報共有が図れるよう、誰とでも相談できる風通しの良い職場づくりに取り組む。

【実施状況】

適正業務管理官、港政調整官等は、事務所巡回コンプライアンス講習会(Web会議システムを活用)等において、不正事案の契機となる日常業務等で発生するリスクの認識及び対策の一つとしての情報共有に言及し、各職員の危機管理意識の浸透を図った。

☞ 別紙10

また、各事務所等においては、適正業務管理官から適宜配信される職員のコンプライアンスに関する各種資料などを用い、各所属で毎四半期にコンプライアンス・ミーティングを実施し、共通のテーマで職員相互の意見交換を実施した。

☞ 別紙2・15

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、適宜、拡充を図る。

「誰とでも相談できる『風通しの良い職場づくり』」のため、今後、「推進本部員による現場職員と意見交換」の積極的な実施を図る。

iii) 不当な働きかけ等に対する報告の徹底

職員に対し、講習会等を通じて、発注者綱紀保持規程(関東地方整備局訓令第11号)に定める「不当な働きかけに対する対応」の徹底と、発注者綱紀保持マニュアル(以下、「マニュアル」という。)に定める「不当な働きかけの定義」について十分な周知を図る。

また、入札契約以外の整備局の業務についても、外部からの不当要求その他の公正な職務の執行を損なうおそれのある要求を受けた場合における報告について、引き続き現状の把握と問題点の整理を行う。

【実施状況】

「不当な働きかけの定義」及び「不当な働きかけに対する対応」については、関東地方整備局主催の基幹研修・実務研修のカリキュラムとして実施するコンプライアンスのテキストに掲載し、適正業務管理官が、講義において事例とともに説明し、理解を図った。

また、適正業務管理官から各事務所等に配信しているコンプライアンス・ミーティング題材に「不当な働きかけ」を取り上げ、職員相互の意見交換による認識の共有を図った。

なお、令和3年度において「不当な働きかけ」について報告された事案はなかった。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② 発注者綱紀保持の徹底

i) 職員に対する徹底

適正業務管理官は、発注者綱紀保持の重要性、特に(ア)業者との接触ルール、(イ)入札談合等関与行為防止法上の違法行為は刑事罰の対象となること、人事処分の重さ、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること、(ウ)他の職員の発注者綱紀保持規程違反を知った職員は報告義務を負うこと等について、講習会や研修における講義に加え、副所長会議や担当課長会議等、契約・発注担当者が会する会議の場において周知する。特に、発注情報に接する機会が多い幹部職員及び発注担当職員に対しては、確実に周知徹底する。

【実施状況】

業者との接触ルール及び入札談合等関与行為防止法違反に関する処分等については、関東地方整備局主催の基幹研修・実務研修におけるコンプライアンス講義のテキストに掲載し、適正業務管理官が講義において、事例の要因・背景の分析、刑事罰や人事処分の重さ、損害賠償請求額、再発防止対策等について説明し、意識付けを図ったほか、適正業務管理官、港政調整官等は、事務所巡回コンプライアンス講習会においても同様に実施した。

📎 別紙13・10・11

また、副所長・総務課長会議及び経理担当課長等会議においても発注者綱紀保持について、周知した。

☞ 別紙12

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、適宜、拡充を図る。

幹部職員への周知徹底については、令和3年度に発覚した北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書において事務所長等に対する研修等の取組不足の指摘があったことを踏まえ、新たな講習会を実施する必要がある。

ii) 事業者に対する徹底

工事、業務の競争参加資格者に対して、整備局におけるコンプライアンスの取組みの趣旨や内容並びに入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化[※]について、認定通知書を送付する際、あるいはホームページや入札契約システムの活用に加え、事業者団体との意見交換の際、又は説明会等においても周知する。

※(ア) 談合の首謀者等に対する違約金の上乗せについて、WTO対象工事であるか否かを問わず、

確定した排除措置命令等において首謀者であると認定された業者に拡大

(イ) 談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表

【実施状況】

本局においては、令和3・4年度有資格業者へ認定通知を送付する際、関東地方整備局のコンプライアンスの取組の内容並びに入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化について記載した文書を同封し、周知徹底を図った。

また、事務所等においては、工事安全協議会及び事業者団体等との意見交換会において、コンプライアンスの取組を周知するとともに協力を依頼した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 具体的な各種取組等

i) 「関東地方整備局コンプライアンス週間」の継続実施

コンプライアンス推進の取組は年度を通し実施するとともに、職員のコンプライアンス意識を更に高めるため、6月1日から6月7日までの一週間を「関東地方整備局コンプライアンス週間」として継続実施し、各種取組を実施する。

【実施状況】

本週間においては、業務用PC起動時の局長メッセージ表示、発注者綱紀保持セルフチェック、弁護士による講習会を実施したほか、発注者綱紀保持に関する映像教材の配信を行った。

☞ 別紙3・4・6

また、所属事務所・職種が異なる職員とも意見交換することにより、職員のコンプライアンス意識を高めることを目的とした「事務所等横断的ミーティング」をweb形式で実施した。

☞ 別紙5

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、適宜、拡充を図る。

より多くの職員が参加し、効果が期待できるよう、本週間の各種取組については、従前の内容、方法にこだわらない工夫を図る。

ii) 内部講師によるコンプライアンス講義の実施

コンプライアンス講習会以外の国土交通大学校等で実施される整備局主催の基幹修及び実務研修において、コンプライアンス講義を取り入れることを継続して研修計画に位置づけて実施することとし、その内容については役職別、職種別や時勢と関連づける等、理解が深まる内容とすることを考慮するものとする。

また、適正業務管理官等は、関係部署との協力の下、本局及び事務所等において、コンプライアンスに関する講習及び意見交換を行う。

【実施状況】

適正業務管理官等は、関東地方整備局主催の基幹研修及び実務研修において、コンプライアンスに関する講義を実施した。講義では、直近に発生した不祥事案を取り上げ、受講者の興味を引くよう考慮したほか、研修の対象職種に応じて説明を変更するなどの取組を行った。

☞ 別紙13

また、四半期毎に実施する本局主催のコンプライアンス講習会のうち、第3四半期は公文書管理及び情報セキュリティを担当する職員による講義をweb形式及びCCTVで実施した。さらに、講習会資料及び映像については、イントラネットに掲載し、講習会当日に参加できなかった職員が受講できるようにするとともに、当日受講した職員も、再度講習内容を確認できるようにした。

☞ 別紙8

なお、適正業務管理官、港政調整官等は、事務所巡回コンプライアンス講習会を実施した。

☞ 別紙10・11

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

iii) 外部講師によるコンプライアンス講習会の実施

職員に対してより専門的な知識を修得させ、職員のコンプライアンス意識を高める観点から、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施する。また、オンラインによる講習会の効果的な開催方法等について検討を行い、実施する。

【実施状況】

四半期毎に実施する本局主催のコンプライアンス講習会のうち、第1、第2及び第4四半期に外部講師による講習会を実施した。

外部講師については、これまで講義を依頼していた弁護士(コンプライアンス違反防止)、公正取引委員会(官製談合防止)に加え、国家公務員倫理審査会(公務員倫理規程違反防止)から起用した。

講習会については、講師の了解を得た上で、web形式及びCCTVで実施した。さらに、講習会資料及び映像については、イントラネットに掲載し、講習会当日に参加できなかった職員が受講できるようにするとともに、当日受講した職員も、再度講習内容を確認できるようにした。

☞ 別紙6・7・9

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、適宜、拡充を図る。

講習会テーマや内容を幅広く検討し、講師を行政官に限定しない等の工夫を図る。

iv) 実践的でマンネリ化防止に資する情報等の提供

適正業務管理官は、各事務所等の取組を支援することとし、マンネリ化防止や取組の実効性の向上を図るため、公務員の不祥事事例などコンプライアンス意識の醸成に資する情報を関係部署との協力の下、職種別などに応じた講義資料として定期的または適時、各事務所等に提供するとともに、視覚に訴える題材としてのDVDについても引き続き、事務所講習会等で活用を図っていく。

また、各事務所等の取組の参考となる取組事例を情報提供する。

【実施状況】

適正業務管理官は、各事務所等の取組支援、マンネリ化防止対策として、公務員の不祥事事例の配信、コンプライアンス・ミーティングの題材の提供、資料DVDの貸出、映像教材の配信等の取組を実施した。

☞ 別紙2

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

v) コンプライアンス指導者の養成

コンプライアンス指導者(以下「コンプライアンス・インストラクター」という。)を養成するため、候補者を積極的に外部の講習会等に参加させる。

講習会受講など一定の要件を満たした職員をコンプライアンス・インストラクターに任命するための基準を作成する。

【実施状況】

国土交通大学校が主催するコンプライアンス指導者養成研修に、事務所副所長等を5名(事務官3、技官2)派遣してインストラクターの養成を図ったが、任命基準については未作成となっている。

【評価】

取組は、一部未実施となっており、次年度も継続した上で、確実な実施を図る。

早急にコンプライアンス指導者の任命基準の策定、活動内容の整理等が必要である。

④ 本局及び各事務所等での取組

本局においては、推進本部の体制の下、適正業務管理官が各部と調整のうえ、コンプライアンス推進を実施する。

各事務所等においては、各事務所等のコンプライアンス推進本部の体制の下、各事務所等ごとに、コンプライアンスに関する講習会、コンプライアンスミーティングまたは勉強会等を盛り込んだ「令和3年度コンプライアンス推進計画」(活動予定)を策定し、計画的かつ効果的に実施する。

全職員を各四半期毎に1回以上、コンプライアンスに関する講習会等(研修におけるコンプライアンス講義、コンプライアンス・ミーティングを含む)に参加させることとし、特に入札契約事務のコンプライアンスに関する講習会等は年1回以上受講させるものとする。

やむをえず参加できない者に対しては所属長等が内容説明を個別に行う等、フォローアップを適切に実施し、また、講習会については、全職員が年度中に一度は会場で受講または講習会映像を視聴するようにフォローアップを行うものとする。適正業務管理官は、本局主催講習会のテキストをイントラネットに掲載するほか、講義状況を録画したDVDを貸し出すなど、フォローアップをサポートする。

更に、各所属においては、所内会議、打合せ等の機会を通じて、「公務員の不祥事等」や「コンプライアンス・メール」等を提供することとし、必要に応じて意見交換を実施するよう努めるものとする。

【実施状況】

本局においては、適正業務管理官が主体となって、コンプライアンス情報の発信、コンプライアンス週間、コンプライアンス講習会等を実施した。

☞ 別紙2～13

各事務所等は、コンプライアンス推進本部において策定したコンプライアンス推進計画に基づき、事務所独自の講習会等、各所属等でのコンプライアンス・ミーティングを実施した。
また、本局が実施した取組も活用した。

☞ 別紙14・15

本局・各事務所等とも推進計画に基づき確実に取組を実施し、ほぼ全職員が各四半期ごとに1回以上コンプライアンスに関する講習会等に参加した。

☞ 別紙15

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

(2) 業務運営の見直し

① 行政文書の適正な管理の徹底

職員が「公文書等の管理に関する法律」及び「国土交通省行政文書管理規則」等に基づき、行政文書の保存をはじめとする文書管理を適切に実施するよう徹底を図る。

具体には、文書管理者が定める「保存期間表」「紙文書・電子文書の保存等」の確認・整理、一元的な文書管理システムによる「行政文書ファイル管理簿への記載」及び「共有フォルダへの保存ルール」を徹底させる。

また、公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進を図るため、職員一人ひとりに働きかける取組（研修実施等）を充実強化する。

【実施状況】

文書管理については、文書管理者への対面研修や全職員へのeラーニングのほか、関東地方整備局主催研修において、公文書講義を組み入れることにより、講義を昨年度に比べ大幅に増やし（2件から15件へ）、文書管理に対する意識の向上を図ったほか、文書管理の改善を促す取り組みを積極的に実施することにより、一層の意識啓発を行った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② 情報セキュリティの徹底

i) システム情報管理の徹底

国土交通省情報セキュリティポリシー、関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書に従い情報管理の徹底を図るとともに、情報の格付けの意義について職員の意識の向上を図り、格付けの実施について徹底する。

具体には、情報を作成・入手した際には、当該情報の重要性・機密性を判断した上

で、適切な「情報の格付け」を決定し、それぞれの重要性・機密性に見合った管理・保存を行うよう徹底する。

また、特に秘密文書に当たる「機密性3情報」は厳重な管理を徹底するとともに、それ以外の情報にあっても、重要性・機密性の高い情報については、アクセス制限、パスワードや暗号などを活用し、情報の管理を徹底する。

更に、情報管理の更なる徹底を図るため、職員に対して情報セキュリティ関連の講習会を実施する。

【実施状況】

情報セキュリティについては、国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、講習や情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、現状の把握と注意喚起を行った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

ii) 入札契約に係る情報管理の徹底

発注者綱紀保持規程に定める情報管理総括責任者は、契約・発注担当者が会する会議の場等を通じ、情報管理の重要性と厳重な管理について徹底する。

また、情報管理責任者は、マニュアルに定められた発注事務に関する情報の管理（積算業務と評価業務の分離、アクセス制限・パスワード設定、入札・契約手続運営委員会資料のマスキング等）を徹底する。

【実施状況】

発注者綱紀保持担当者（適正業務管理官）は、副所長会議及び研修等で情報管理等の重要性及び厳格な管理について講義し、職員への周知徹底を図った。また、情報管理の対象に業務契約を追加し、情報管理整理役職表の作成を指示した。

本局及び各事務所の情報管理責任者（担当課長等）は、発注者綱紀保持規程第5条第3項に基づき、情報管理総括責任者（局長・事務所長等）に発注事務に関する情報の管理状況を報告するが、発注事務に関する情報漏洩等の事実はなかった。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

iii) 個人情報保護の徹底

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、「国土交通省保有個人情報等

管理規程」(平成30年12月10日改正)、「国土交通省の行う個人情報関係事務における特定個人情報等取扱規程」(平成29年7月5日改正)等を、講習会や研修等を通じて引き続き周知徹底する。

また、携帯電話などの情報端末機器については、「個人情報の適切な管理運用のさらなる徹底について」(平成30年4月27日付け総務部総務課長通知)において改めて周知徹底が図られているところであるが、ストラップ等による携行、暗証番号の登録(ロック設定等によるセキュリティ設定)、不要な情報の削除等の必要な対策を確実に行うものとする。

【実施状況】

令和3年7月21日付け総務課長通知「個人情報の適切な管理の徹底について」により、職員に対して注意喚起したところであるが、同年3年8月2日、建政部において、個人情報に係る行政文書の誤送付の発生があったことから、同月11日に再周知し、注意喚起を図った。

しかしながら、令和3年10月13日、東京国道事務所において、再度、個人情報に係る行政文書の誤送付の発生があったことから、個人情報の漏えい等の防止、漏えい等の事案が発覚した場合の被害の拡大防止等について取りまとめを行い、同年11月9日付け総務部長通知「関東地方整備局の保有する個人情報の安全確保の措置について」として、職員に対して、再度、注意喚起を行った。

一方で、令和3年11月10日、企画部の委託業者において、個人情報に係る行政文書の誤送付が発生したことから、同月19日付け総務部総務課長、総務部契約課長、企画部技術管理課長、企画部技術調査課長、営繕部計画課長及び用地部用地企画課長連名にて、管理技術者を通じ委託業者に対しても、改めて、注意喚起を行った。

それ以降も、官貸与携帯電話の紛失が続いたことから(令和3年11月10日関東技術事務所、令和3年12月25日大宮国道事務所)、令和3年12月15日付け及び令和4年3月25日付け総務課長通知により、職員に対して、個人情報の適切な管理の徹底を図ったほか、整備局主催研修において講義を行い、意識の向上を図った。

また、適正業務管理官からは、各所属に提供するコンプライアンス・ミーティング題材として「携帯電話の紛失」を提供し、各所属での活用を促した。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 応札状況の透明化・情報公開の強化

事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事について、平均落札率(月平均及び年平均)及び業者別年間受注額・受注割合をウェブサイトでの公表を引き続き行うことによって、応札状況の傾向等について透明化と情報公開の強化を図る。

【実施状況】

事務所毎の平均落札率(月平均及び年平均)及び業者別年間受注額・受注割合について、事務所発注データを本局で集約し、平成25年5月から本局ホームページで公表している。

各事務所は事務所ホームページに本局ホームページの当該ページをリンクさせ、公表を行っている。

なお、推進本部会議において、各事務所等の長から応札状況などのヒアリングを実施した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

(3) コンプライアンス・リスクマネジメント

入札契約監査官は、適正業務管理官及び発注事務担当課と連携して、職員と事業者等との対応がコンプライアンス・リスク要因となっていないかについてモニタリングを行う等により検証し、適切な接触・対応ルールについて、検討することとする。

【実施状況】

職員と事業者等との接触・対応のコンプライアンス・リスクについて、令和3年度の一般監査対象20事務所の発注事務担当課長等にヒアリング調査を行い、特段の問題は生じていないことを確認した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

(4) 職場の環境づくり

① 執務環境の保持

情報漏洩防止を図るため、引き続き執務環境の保持を徹底する。

【実施状況】

各事務所等は、庁舎入口及び各執務室入口に入室制限の掲示を行い、情報漏洩の防止を図っている。

また、職員が事業者等と対応する際の公正性・透明性を確保するため、執務室外に事業者対応用のオープンスペースを設けている。執務室外に十分なスペースがない場合は、執務室内の他の職員から見える場所に打合せテーブルを配置している。

本局及び一部の事務所等では、来庁者に来庁者カードを貸与・携行させ、職員が来庁者を目視確認できるようにしている。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② ハラスメント等の防止

職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境を確保するため、次の取組をはじめとする、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等(以下「ハラスメント等」という。)の防止に関する取組を実施する。

- i) 監督者(係長以上の職員)はハラスメント等の防止に関して求められる役割について理解し、ハラスメント等が生じていないか、又はそのおそれがないか、勤務環境(職場・業務状況等)に十分な注意を払う。
- ii) ハラスメント防止のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図る。

具体的には、研修等を通じて、新たに職員となった者にハラスメントに関する基本的な事項について、また、監督者等の役職段階ごとに、ハラスメントの防止に関しその求められる役割及び技能について理解させる。

【実施状況】

監督者(係長以上の職員)に対して、研修の中で、ハラスメントを未然に防止するための方策や、ハラスメントが生じない職場環境作りについて考える機会を設けるなど、意識の醸成を図った。

また、各所属にハラスメント全般を相談できるハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を任命しており、全相談員を対象として、相談員として必要なハラスメント全般に関する知識の理解を深めるとともに、具体的な事例を題材とした班別討議・ロールプレイを通じて、役割や心構え等を習得させるための研修を実施した。

国家公務員ハラスメント防止週間においては、「国家公務員ハラスメント防止週間ポスター」の掲示や、人事院作成の「ハラスメントの防止 自習用研修教材」を活用して全職員を対象としてeラーニング研修を実施するなど、ハラスメントの防止についての周知・啓発等を集中的、網羅的に実施した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 外部報告窓口の拡充

職員からの発注者綱紀保持に関する報告を受け付けるため弁護士に委託している外部窓口で、法令違反と思量される行為やハラスメントに関する報告もを引き続き受け付けるようにする。

【実施状況】

外部窓口弁護士の委嘱内容を変更し、報告様式を追加することで、法令違反と思料される行為やハラスメントに関する報告も、外部窓口により受け付けができるようにしている。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

4. 取組全般について

令和3年度の推進計画の各種取組については、オンライン形式で実施する等により、新型コロナウイルス感染症による影響を最小限に留め、本局及び各事務所等とともに、総じて、当初計画どおりに進めることができた。各部署の取組内容、実施状況からも、「職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上、意識改革」については、一定の効果を上げているものと評価する。

しかしながら、この間、北海道開発局や九州地方整備局での発注業務に係る不正事案が発覚したことから、あらためて不正事案はどこでも起こり得るものと認識し、職員のコンプライアンス意識を高く保ち、風通しの良い職場づくりを推進するため、常に改善を加えるなど工夫をしながら、各種取組を継続していく。

以上

**令和3年度 関東地方整備局コンプライアンス推進本部会議 及び
関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会 開催状況****【関東地方整備局コンプライアンス推進本部会議 開催状況】****第1回推進本部会議(R3.4.27)**

- 議事：(1) 令和3年度コンプライアンス関係の主な動き
(2) 令和3年度コンプライアンス推進本部への事務所長の参画予定表について
(3) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川上流河川事務所、鹿島港湾・空港整備事務所)
(4) 令和3年度「関東地方整備局コンプライアンス週間」の取組(案)について

第2回推進本部会議(R3.5.25)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川下流河川事務所、相武国道事務所)
(2) 令和2年度第4四半期コンプライアンス実施状況について
(3) 令和3年度「関東地方整備局コンプライアンス週間」について(報告)

第3回推進本部会議(R3.6.29)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(久慈川緊急治水対策河川事務所、常陸河川国道事務所)
(2) 令和2年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(原案)について

第4回推進本部会議(R3.7.27)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(霞ヶ浦導水工事事務所、国営常陸海浜公園事務所)
(2) 令和3年度第1回関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会
議事概要
(3) 令和2年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について
(4) 局長による「関東地方整備局職員行動基準」の周知

第5回推進本部会議(R3.8.31)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(江戸川河川事務所、長野営繕事務所)
(2) 令和3年度関東地方整備局コンプライアンス週間実施結果報告
(3) 「現場職員と率直なコミュニケーションを図るための意見交換」の実施について

第6回推進本部会議(R3.9.28)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(下館河川事務所、横浜国道事務所)
(2) 令和3年度各所属におけるコンプライアンスの取組状況・主な取組事例
(第1四半期まで)

第7回推進本部会議(R3.10.26)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(荒川調節池工事事務所、京浜港湾事務所)
(2) 令和3年度第2回コンプライアンス講習会実施報告

第8回推進本部会議(R3.11.30)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(荒川下流河川事務所、首都国道事務所)
(2) 令和3年度第2四半期コンプライアンス取組状況報告

第9回推進本部会議(R3.12.21)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川水系砂防事務所、高崎河川国道事務所)
(2) 第4回九州地方整備局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会での報告(令和3年12月13日(月)14:30 開催)

第10回推進本部会議(R4.1.25)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(鬼怒川ダム統管理事務所、特定離島港湾事務所)

第11回推進本部会議(R4.3.1)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(常総国道事務所、甲府河川国道事務所)
(2) 令和3年度第2回コンプライアンス・アドバイザリー委員会審議事項の事前説明
① 関東地方整備局発注者綱紀保持マニュアル一部改正(案)について
② 令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について

第12回推進本部会議(R4.3.22)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(宇都宮国道事務所、横浜港湾空港技術調査事務所)
(2) 令和3年度第2回コンプライアンス・アドバイザリー委員会議事概要(案)について
(3) 関東地方整備局発注者綱紀保持マニュアル一部改正(案)について
(4) 令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
(5) 令和4年度コンプライアンス推進本部実施予定等について

【関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会開催状況】

◇委員の構成(五十音順、敬称略、令和3年度末現在)

委員長: 池田耕一 (一社)経営倫理実践研究センター 首席研究員
委員: 赤松幸夫 赤松法律事務所 弁護士
委員: 大野正英 麗澤大学 経済学部 教授
委員: 岡本直久 筑波大学 システム情報系 教授
委員: 山田務 筑波大学 ビジネスサイエンス系 客員教授

第1回委員会(R3.7.7~7.23 各委員に個別に資料提示・説明)

出席者: 池田委員長、赤松委員、大野委員、岡本委員、山田委員
議事: 令和2年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第2回委員会(R4.3.4 web会議にて開催)

出席者: 池田委員長、赤松委員、大野委員、岡本委員、山田委員
議事: (1) 関東地方整備局発注者綱紀保持マニュアル一部改正(案)について
(2) 令和4年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について

令和3年度 関東地方整備局適正業務管理官から発信したコンプライアンスに関する情報

1) 「公務員の不祥事等」を配信(毎月)

国家公務員・地方公務員等が起こした不祥事例を、新聞・インターネット等から収集し、概要(懲戒処分、刑事罰等を含む)を取りまとめて、毎月1回各事務所等に配信した。

2) 入札談合事件に関する情報(適宜)

- ・北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書(令和3年11月5日)
- ・九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書(令和3年12月20日)

3) コンプライアンス・メール(適宜)

- ・令和3年 8月 コロナ禍における私たち職員のとるべき行動について
- ・令和3年11月 過去の不祥事案を振り返る(高知県内での入札談合事案)
- ・令和3年12月 利害関係者との付き合い方について

4) コンプライアンス推進本部会議の会議資料(毎月)

各事務所の取組については、推進本部会議で発表される事例をイントラに掲載した。

5) コンプライアンス・ミーティングの題材提供(四半期毎)

以下の各テーマについて、期間業務職員も共に意見交換が出来るよう配慮したミーティング題材を作成し、四半期毎に各事務所等にメールで配信した。

- ◇第1四半期
 - ・連絡ミス防止
 - ・公務の信用と職員の非行
- ◇第2四半期
 - ・特産品購入券・特産物
 - ・不調案件に関する情報収集
- ◇第3四半期
 - ・守秘義務
 - ・不当な働きかけ「事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある行為
- ◇第4四半期
 - ・携帯電話の紛失
 - ・不当な働きかけ「予定価格等に関する情報漏洩要求」

6) 資料DVDの貸出等

所内講習会やミーティングでの使用を希望する事務所等に貸し出しを行った。
また、職員が各々適時視聴できるよう、著作権の2次使用許諾を得た映像教材を、イントラネットを活用して配信した。

令和3年度 関東地方整備局コンプライアンス週間 実施結果報告

実施期間: 令和3年6月1日(火)～令和3年6月7日(月)

コンプライアンス推進の取組は通年で実施しているが、職員のコンプライアンス意識をさらに高めるため、毎年6月1日からの一週間を「関東地方整備局コンプライアンス週間」とし、下記取組を集中的に実施した。

1. コンプライアンスの取組に係る局長メッセージの表示

週間を通じて、行政パソコンのログイン時に、コンプライアンスの取組に係る局長メッセージをポップアップ表示させ、職員への意識啓発を行った。

2. コンプライアンス講習会の実施(Web形式等)

外部講師(弁護士)による講習会を、局内CCTV及びWeb形式(Teams)、録画映像視聴により実施し、コンプライアンスに関する知識習得を図った。

※実施結果は別紙1のとおり

3. 事務所等横断的なコンプライアンス・ミーティングの実施(Web形式)

コンプライアンスに関する身近な事例について、他所属職員同士でWeb形式(Teams)を通じた討議・発表を行い、規則や対応方法などに対する理解を深めた。

※実施結果は別紙2のとおり

4. 発注者綱紀保持等に関するセルフチェックシートによる自己点検

発注者綱紀保持、公務員倫理等に関するセルフチェックシートを各所属に配布し、職員が自己点検を実施し、規則やルールの再確認を行った。

5. コンプライアンスに関するビデオ映像の配信

週間を通じて、毎日定時に「高知県内における官製談合事案」を題材としたビデオ映像を配信し、事案の風化防止と官製談合防止に係る意識啓発を行った。

(配信映像はイントラにも掲載し、職員の都合に合わせて視聴できることとした。)

6. コンプライアンスに関するDVDの貸出

週間の前後にコンプライアンスに関するDVDを貸出し、各所属で実施する講習会、ミーティングで活用を図った。

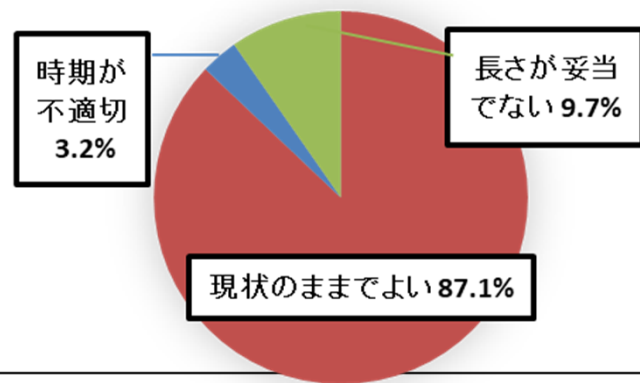
週間に関するアンケート 集計結果

※各部・事務所単位で実施

1. 週間の設定時期、設定期間について

6月1日からという週間の設定時期、1週間という設定期間について「現状で良い」という意見が多数だった。

一方で、イベントや業務多忙と重なってしまったとの少数意見やイントラ掲載映像視聴のための期間は長期間にした方が良い(1ヶ月程度)という意見もあった。



2. 各種取組についての主な意見

	良かった点	悪かった点、改善が必要な点
パソコンへの局長メッセージ表示	・在宅勤務であっても目にするため、コンプライアンスに対する意識も高まり、効果的である。	・Web会議アプリ(Teams)や掲示板アプリ(ガルーン)の活用も検討してはどうか。
コンプライアンス講習会	・外部講師の講習会は内容が具体的で良かった。 ・同時配信により視聴できたことは有効であった。	・職場での視聴環境整備。 ・配信に適した受講時間にしてほしい。 ・配信では個別受講となるため、受講後の意見交換がないため理解が深まりづらい。
事務所等横断的なコンプライアンス・ミーティング	・普段接することのない職員と意見交換する機会を設けることは有意義なこと。	・事務の係長の参加が多かったので、ランダムに指名して行う方が良い。 ・部署により通信環境が違い、やりづらい。通信環境に合った人数での実施と通信環境整備が必要。
発注者綱紀保持セルフチェックシート	・職員がコンプライアンスを意識する良い機会になる。 ・職員が誤りやすいポイントを共有することができた。	・設問は具体的なものがよい。 ・eラーニングによる実施を検討してはどうか。 ・役職別に作成してもらいたい。
ビデオ映像配信、DVD貸出	・視覚的に伝えることは効果的。 ・過去に起きた事例の映像は現実的で分かりやすく、よく理解できた。	・発注者綱紀保持に係る新しいDVDの作成や購入を検討してはどうか。 ・繰り返し見ているため、少し飽きが出てきた。

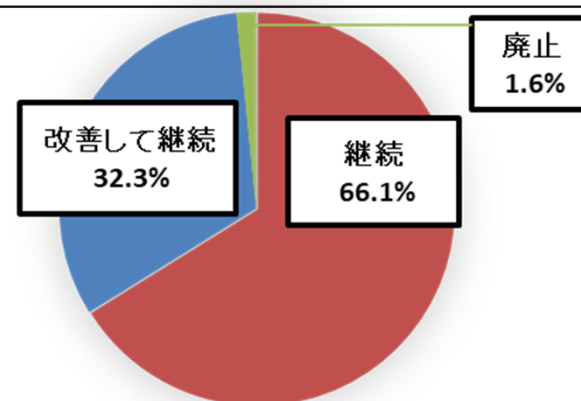
3. 来年度以降の取組継続について

〔肯定的な意見・理由〕

- ・ 職員のコンプライアンス意識を高め維持していくためにも継続することが大事。
- ・ 繰り返しの取組により習熟度も上がるものとする。

〔改善についての意見・理由〕

- ・ マンネリ化しているため、新しい取組を実施してはどうか。
- ・ 在宅勤務の職員にスムーズに視聴を促す方法を考えてほしい。
- ・ イントラ掲載映像は長時間の視聴にならないよう配慮してほしい。



4. その他(コンプライアンス全般について 自由記述)

- ・ マンネリ化しても継続することが重要。
- ・ 形骸化していると感じる部分もあり、他の取組内容を検討するべき。
- ・ eラーニングやイントラ等をより活用し、取組に参加しやすくなるよう、また、事務の負担も軽減するような改善を検討してほしい。
- ・ OBにも講習を行ってほしい。
- ・ 業務が忙しいため、取組を意識しない・できない職員がいる。取組みやすいように、短時間で出来る方法を検討してほしい。

6月1日（火）から6月7日（月）までは
「関東地方整備局コンプライアンス週間」です。

「関東地方整備局コンプライアンス週間」は、職員のコンプライアンス意識を更に高めることを目的とした各種取組を行うため、関東地方整備局が独自に設定している週間です。

【局長メッセージ】

関東地方整備局コンプライアンス週間にあたって

職員の皆さんには、日々の業務執行にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

私たちは、河川、道路、港湾などの社会資本整備・維持管理、災害への対応、地域づくりに対する支援などの業務を通じて、地方整備局に求められる役割をしっかりと果たすことにより、国民の信頼を得ています。今後とも自信と誇りを持って業務を遂行していただきたいと思いをします。

一方で、私たちの業務に対する国民からの信頼は、たった一つの不祥事で簡単に崩れてしまうことも事実です。

このため、本週間を機会に、自らの日々の行動を見つめ直すとともに、今一度、コンプライアンス意識の向上に努めていただきたいと思います。

そして、職員一人ひとりが問題等を抱え込むことなく、上司や周りの職員としっかり情報共有・意思疎通を図りながら、風通しの良い職場を作っていくことも重要です。

私も率先してコンプライアンスの実践に取り組みます。

職員の皆さんも、常にコンプライアンス意識を持って行動していただき、より一層、国民から信頼される組織となるよう、継続して取り組んで参りましょう。

関東地方整備局長（コンプライアンス推進本部長）土井 弘次

令和3年度コンプライアンス週間における 事務所等横断的なコンプライアンス・ミーティング 実施結果報告

開催日時: 令和3年6月7日(月)

10時00分～11時30分、13時30分～15時00分 の2回実施

開催方法: Web形式(Teams)

参加者: 79名(事務56名、技術23名)

※管理職を除く、8部・48事務所等の職員が参加。

※6～7名の班ごとに、下記事例3題について討議・発表し、その後、適正業務管理官による講評・解説を行った。

<ミーティング討議事例>

【事例1】発注者綱紀保持に関するもの

事業者からの非開示情報を要求された発注担当係長の対応について

【事例2】入札契約手続きミス(危機管理)に関するもの

開札前に官積算の誤りに気づいた発注担当係長の対応について

【事例3】国家公務員倫理規程に関するもの

請負業者社員と昼食を共にした事務所係長、係員の昼食代負担について

【参加状況】



(本局(横浜庁舎))



(本局(さいたま庁舎))

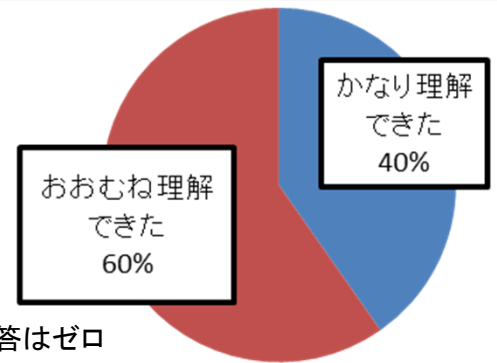
事務所等横断的なミーティングに関するアンケート 集計結果

※(アンケート回答数72)

1. 課題の内容について

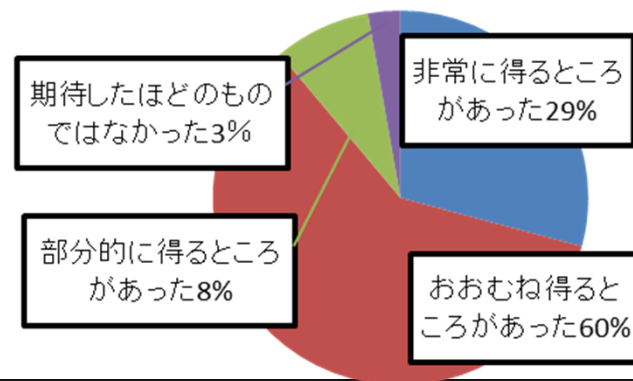
「かなり理解できた」又は「おおむね理解できた」との回答だけだった。今回初めてWeb形式で行うことから、比較的わかりやすい事例を選んだことが要因と考えられる。

※「あまり理解できなかった」、「全く理解できなかった」との回答はゼロ



2. ミーティングについて

「非常に得るところがあった」又は「おおむね得るところがあった」と回答した職員が多数だった。機器操作が不慣れな職員もいたが、全体として活発な討議が行われており、アンケート後の意見からもおおむね好評だったと考えられる。



3. 課題内容等について(意見・感想等 自由記述)

- ・実際に起こりうる事例で分かりやすく議論しやすかった。
- ・様々な分野、職種の方々からの意見や実務上の体験談が聞けて有意義。新鮮で良い機会だった。
- ・講師の「コンプライアンスは自分を守るもの」という言葉が印象的だった。
- ・様々な意見が出てくることにより、コンプライアンスに違反していない行為だとしても、人によって感じ方や見え方が異なるということを改めて実感した。
- ・身近にある問題ではあっても、コンプライアンス的な視点で見ると癖がついていないことがまだまだあると感じた。
- ・事務系の係長が多かった。各事務所から役職も幅広く参加するとよかった。
- ・新しい事例があれば課題にしてほしい。
- ・オンライン開催は他班の議論が一切入ってこない環境のため、班ごとの意見を確立しやすかった。

4. コンプライアンス全般について(自由記述)

- ・何事も一人で抱え込まずに周囲に相談や情報共有をすることが大事だと思う。
- ・過去の不祥事を知らない若い職員にも受講してもらいたい。
- ・理解しているつもりにならず、定期的に再確認することは大切なこと。
- ・組織で対応していることを常に意識することが重要であると感じた。当たり前と感じていることを振り返り、身に染みつくまでやることが重要と感じた。
- ・常に気を張ってられるわけでもなく、周りとの連携・事務所全体で気をつけていく土壌づくりの必要性を強く感じる。

令和3年度 第1回コンプライアンス講習会 実施結果報告

開催日時: 令和3年6月4日(金) 14時00分～15時30分

講義場所: さいたま新都心合同庁舎2号館 災害対策本部室

開催方法: 局内CCTV及びWeb形式での同時配信、イントラ掲載の録画映像視聴

講師: 阿部記念法律事務所 所長 弁護士 阿部 鋼 氏

(関東地方整備局 発注者綱紀保持担当弁護士)

参加者(視聴者): 1,666名 ※講習会終了後のアンケート回答数により把握

<講習会内容>

テーマ:「コンプライアンス違反を起こさないためにできること」

- 1 発注者綱紀保持担当弁護士として
- 2 パワハラ対策に関する労働施策総合推進法の改正
- 3 パワハラに関する裁判例
- 4 企業不祥事の抑止との比較の視点から(企業不祥事の抑止と制裁)
- 5 結論 コンプライアンス違反を起こさないためにできることは何か?

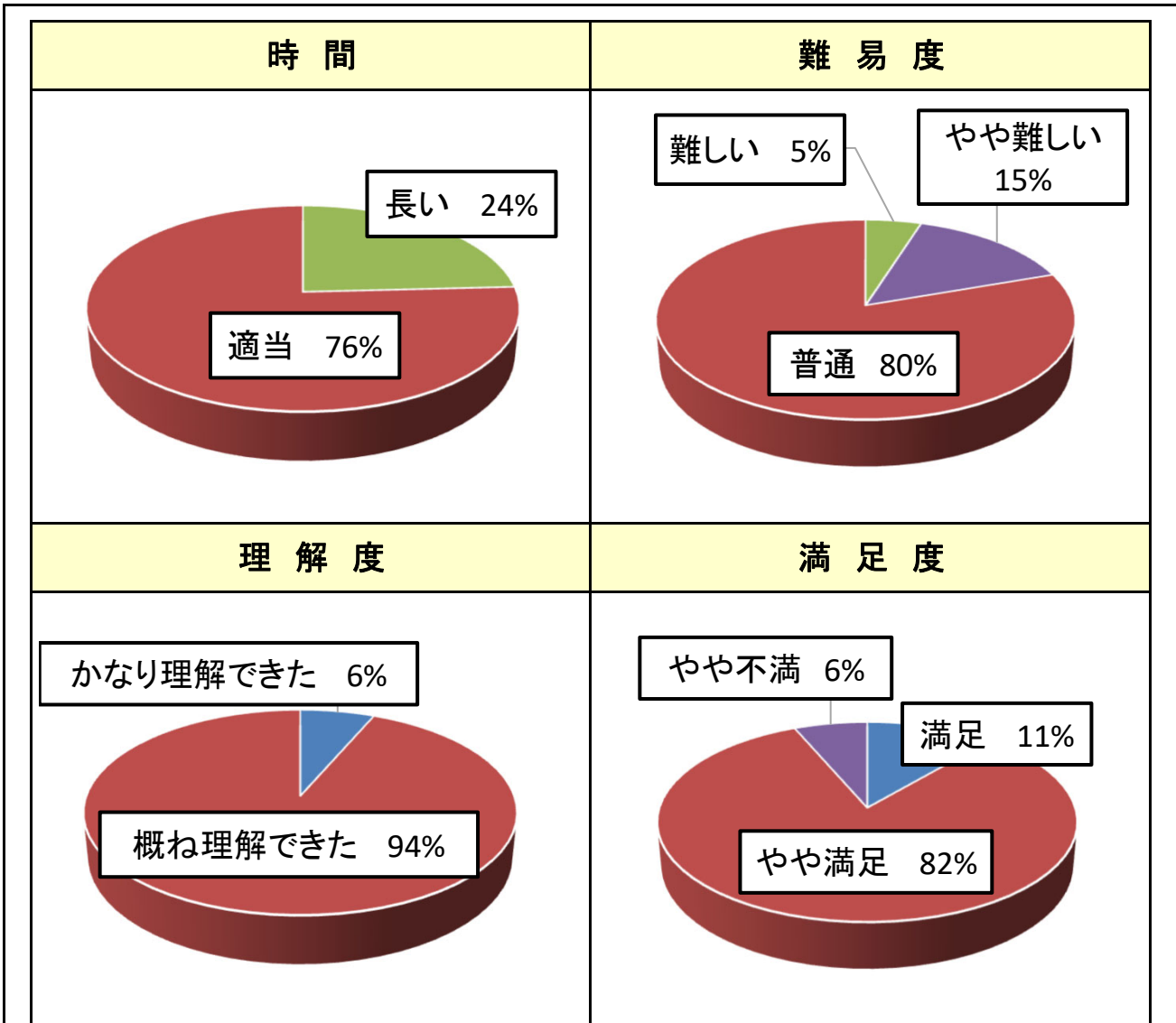


【講義風景】

第1回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

回答: 9部53事務所

1. 講義について



【講義内容についての意見・感想】

- ・判例により、どのような行為がパワハラに該当するかを提示して頂いたことが良かった。
- ・民間での裁判事例の説明はあったが、公務員の事例説明があれば良かった。
- ・少し専門的すぎる内容(法律)だと感じた。

2. その他講習会等に関する意見

- ・講習会は定期的で開催してもらいたい。
- ・次回は企業コンサルタント等異なる職業の方から実際の職場における目線での講義を希望。
- ・今回のようなWEB形式や資料・映像をイントラに掲載されると自席や在宅でも参加しやすい。
- ・職場で落ち着いて視聴をするための環境整備をしてもらいたい。
- ・Web形式や映像配信での講義時間は30分程度の方が受講しやすい。

令和3年度 第2回コンプライアンス講習会 実施結果報告

開催方法・日程①: Web形式(Teams ライブイベント機能)での同時配信映像を視聴

令和3年9月8日(水)14時00分から15時00分

開催方法・日程②: 講習会後のイントラ掲載映像の視聴

重点視聴期間9月13日(月)～10月15日(金)

<講習会内容>

講師: 公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課
調整係長 本田 朋宏 氏

標題: 入札談合の防止に向けて
～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

<講習会構成>

1. 講習用映像の視聴(約30分)
「入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)」
2. 講義(約30分)
 - ・入札談合に関与しない・関与させないために
 - ・官製談合事件の紹介
 - ・職員による入札等の妨害(刑事罰)
 - ・官製談合防止に向けて (まとめ)

<視聴人数>

1,979人 (R3第1回 パワハラ防止: 同時配信及びイントラ掲載 1,666人
R2第2回 官製談合防止: 同時配信及びイントラ掲載 1,551人
R2第1回 公務員倫理 : 同時配信のみ 980人)

内訳

703人 ※開催方法・日程①、9月8日にWeb形式での同時配信映像を視聴した人数

1,276人 ※開催方法・日程②、重点視聴期間にイントラ掲載の録画映像を視聴した人数

【講義風景】

さいたま新都心合同庁舎2号館
5階会議室



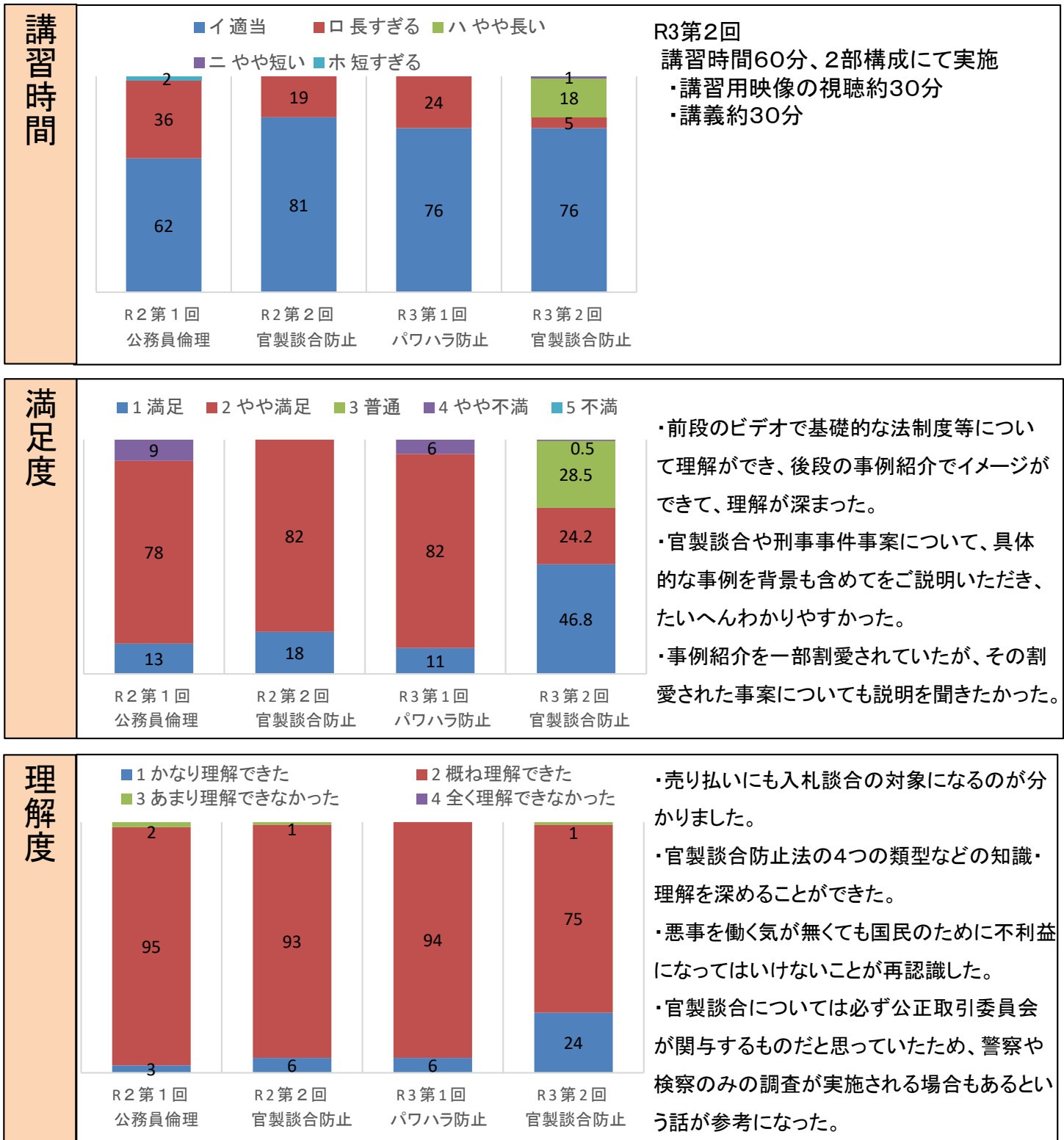
【職員受講風景】

横浜宮繕事務所



第2回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について



2. その他講習会等に関する意見

- ・コンプライアンス遵守と業務効率化、円滑な契約手続・施工をいかに両立するかが課題。
- ・ほぼすべての談合事例に幹部が関わっていることを知った。上司の間違った行為に対して、間違っていると言える環境、そしてその職員が不利益を被らない制度が必要。
- ・談合に関与することで、自分自身及び人生設計に多大なるマイナスが生じることを強調した方が良い。
- ・事例を再現したドラマ形式の映像資料だと理解しやすい。
- ・コロナ禍後もweb開催やその後のオンデマンドは有効。
- ・講習を受けた後に、課の職員等と話し合うことで理解が深まるため、対面式がよい。

令和3年度 第3回コンプライアンス講習会 実施結果報告

開催方法・日程①: Web形式 (Teams ライブイベント機能) での同時配信映像を視聴

令和3年12月9日(木) 14時00分から15時00分

開催方法・日程②: 講習会後のイントラ掲載映像の視聴

重点視聴期間12月13日(月)～12月24日(金)

< 標題及び講師 >

(1) 公文書管理について(約30分)

内部講師(公文書管理担当)による講義

総務部 総務課 課長補佐 福地 智明

(2) 情報セキュリティについて(約30分)

内部講師(関東地方整備局情報セキュリティ対策委員会事務局)による講義

企画部 情報通信技術課 電気通信管理主査 國吉 裕夫

< 講習内容 >

(1) 公文書管理法制定の背景と概要、公文書管理における処分等、
公文書管理の不適切事例、紛失・誤廃棄への対応、
公文書管理におけるコンプライアンス

(2) デジタル推進で気をつけること、
サイバーセキュリティ基本法から情報セキュリティポリシーの概要、
標的型攻撃メール最近の手口、標的型以外でも気をつけること、
情報セキュリティインシデント発生時の対応、
情報セキュリティ対策で職員が実施すべきこと

< 視聴人数 >

1,818人 (R3第2回 官製談合防止: 同時配信及びイントラ掲載 1,979人
R3第1回 パワハラ防止: 同時配信及びイントラ掲載 1,666人
R2第2回 官製談合防止: 同時配信及びイントラ掲載 1,551人)

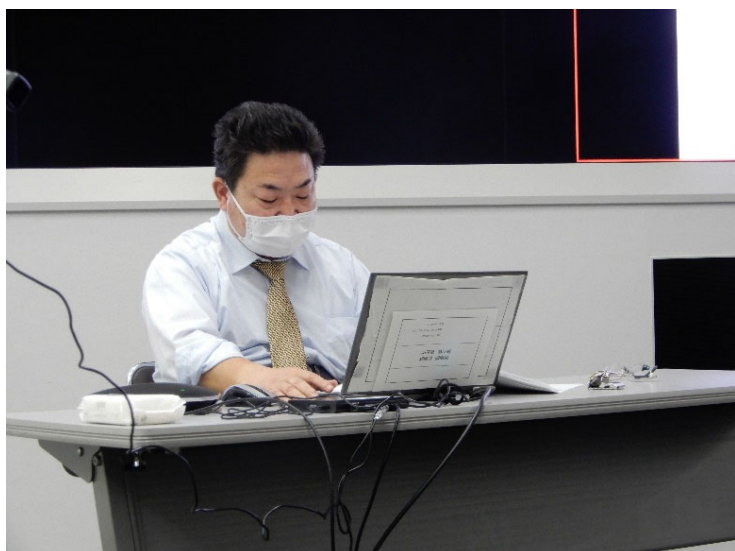
内訳

520人 ※開催方法・日程①、12月9日にWeb形式での同時配信映像を視聴した人数

1,298人 ※開催方法・日程②、重点視聴期間にイントラ掲載の録画映像を視聴した人数

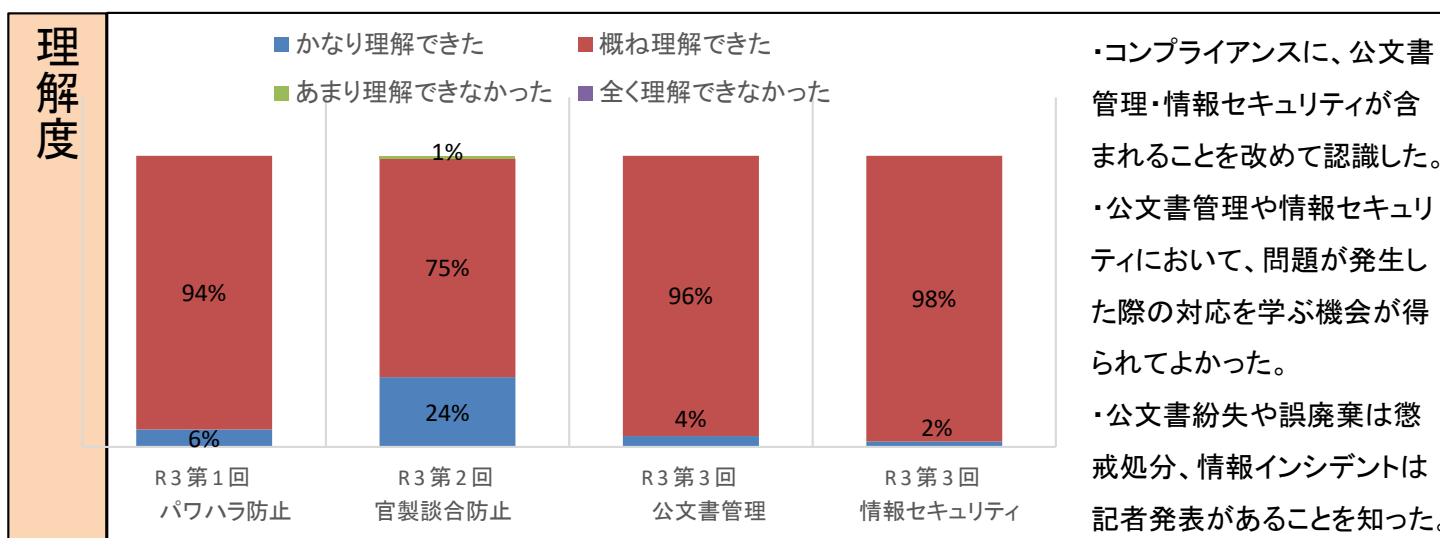
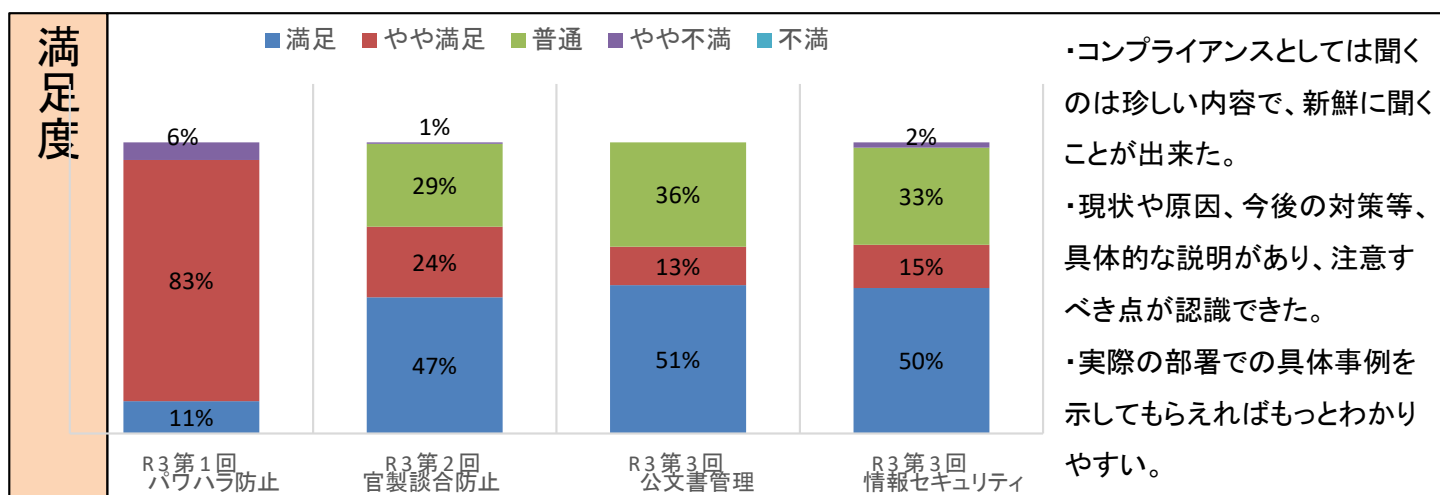
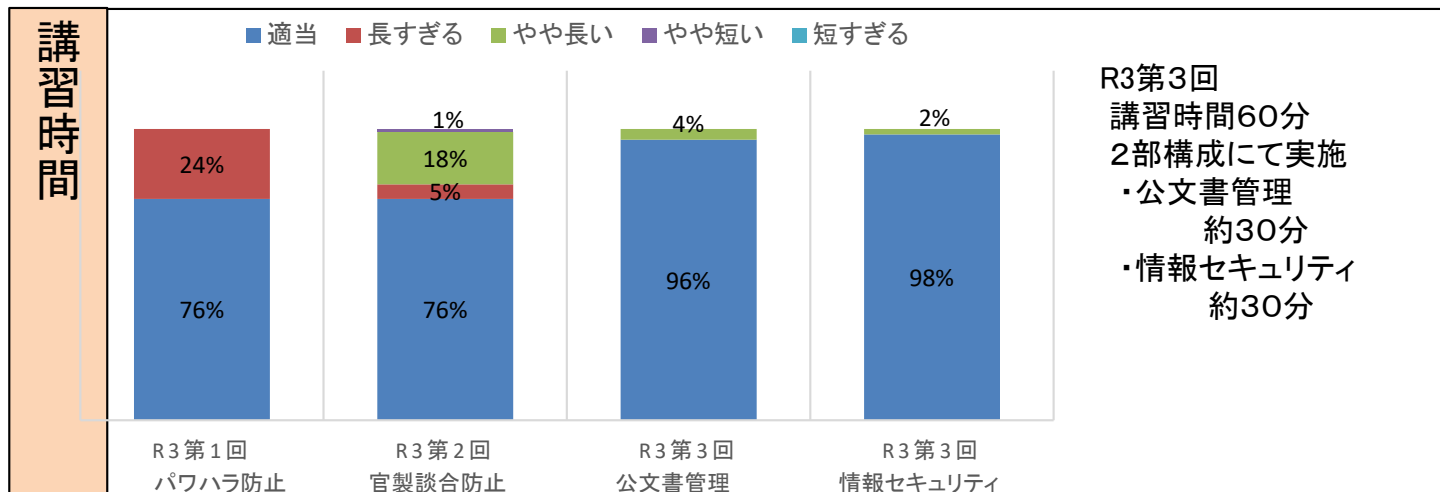
【講義風景】

さいたま新都心合同庁舎2号館 14階災害対策本部室



第3回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について



2. その他講習会等に関する意見

・コンプライアンスを意識する講義としては、制度制定に至る背景や過去の違反などが説明があり、分かりやすかった。実務における正しい知識を身に付ける講習会も行われると、結果としてコンプライアンス遵守に繋がると考える。

・コンプライアンスについては、管理監督者から担当者まで浸透させる必要があるため、引き続き継続的な講習会等をお願いしたい。

・講習会も必要だが、日頃から職員同士での会話が気兼ねなくできるような、自浄効果が働くような職場環境になると良い。

令和3年度 第4回コンプライアンス講習会 実施結果報告

開催方法・日程①: Web形式 (Teams ライブイベント機能) での同時配信映像を視聴

令和4年2月4日(金) 14時00分から15時00分

開催方法・日程②: 講習会後のイントラ掲載映像の視聴

重点視聴期間2月8日(火)～2月18日(金)

< 標題及び講師 >

事例を通じて倫理規程違反を考える

人事院国家公務員倫理審査会事務局

倫理企画専門官 宮本 健太 氏

< 講習内容 >

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 本研修の目的 | (6) 倫理法等違反の処分等件数 |
| (2) 倫理について思いをめぐらせる | (7) 倫理法等違反の認識の有無 |
| (3) 倫理法について | (8) 倫理法等違反を犯した場合の影響 |
| (4) 利害関係者について | (9) 近年の主な違反事案の概要 |
| (5) ケーススタディ | (10) 重大な倫理法等違反に対する対応 |
| ① 金銭・物品の贈与 | (11) 倫理法違反の疑いに関する相談・通報 |
| ② 無償の役務提供 | (12) 研修資料の紹介 |
| ③ 供応接待 | |

< 視聴人数 >

1,694人 (R3第3回 公文書管理ほか: 同時配信及びイントラ掲載 1,551人
R3第2回 官製談合防止 : 同時配信及びイントラ掲載 1,979人
R3第1回 パワハラ防止 : 同時配信及びイントラ掲載 1,666人)

内訳

846人 ※開催方法・日程①、2月4日にWeb形式での同時配信映像を視聴した人数

848人 ※開催方法・日程②、重点視聴期間にイントラ掲載の録画映像を視聴した人数

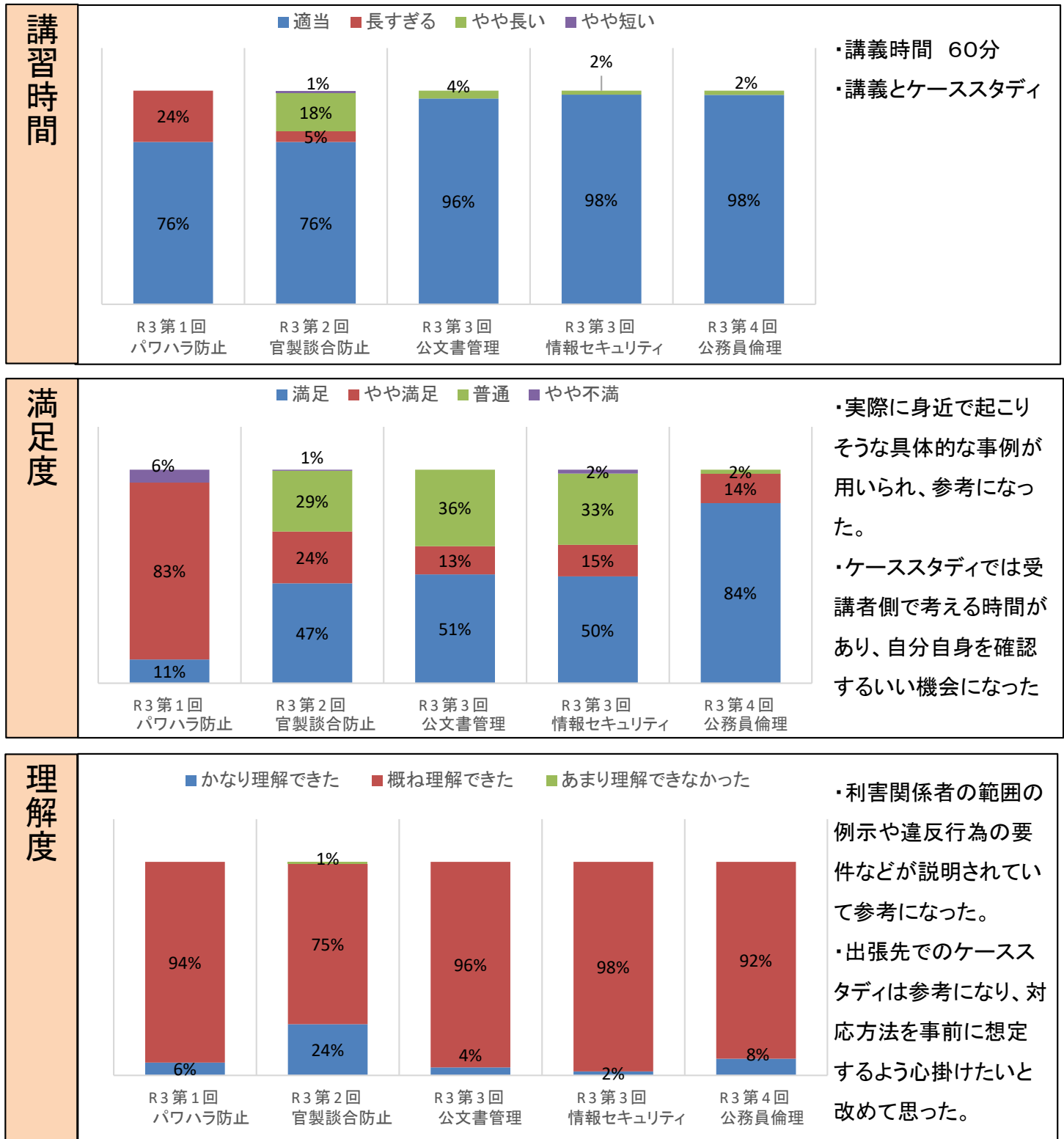
【講義風景】

さいたま新都心合同庁舎2号館 14階災害対策本部室 ※行政用PC(有線LAN接続)を利用して配信



第4回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

1. 講義について



2. その他講習会等に関する意見

- ・処分を受けた人のうち、矯正措置の人については倫理法令違反であることの認識がなかった人が多かったとのこと、研修を受講して、あらためて確認しておくことは大切。
- ・何かあったときに立ち止まる感性を大切に、相手には公務員を狙う動機があるということを肝に銘じたい。
- ・講師が、整備局の職員ではなかったため、より国家公務員全体としての心構えの視点となっており、興味深かった。
- ・国家公務員倫理法の基本を復習するといった内容でしたが、このような講習会は継続することが必要
- ・オンライン講習、イントラ掲載映像の講習は、自分の都合に合わせて行われるため、継続を希望。

令和3年度 事務所等巡回コンプライアンス講習会 実施結果報告

日時：令和3年10月27日～令和4年2月4日、事務所等とWeb形式にて実施
講師：適正業務管理官、総括調整官、調査官(さいたま)又は港政調整官(横浜)
参加者：1,319名

<講義の内容>

- 1 コンプライアンス推進の取組強化の経緯(過去の談合事案を振り返る)
- 2 関東地方整備局職員行動基準
- 3 公務員の不祥事例(近年の不祥事の紹介)
- 4 官製談合防止法のポイント
- 5 事業者との対応ルール、不当な働きかけへの対応、不祥事の結末について
- 6 事例研究(簡易なコンプライアンス・ミーティング)

<事例研究の内容>

他機関における、職員の官製談合防止法違反、収賄の不祥事を題材に考える。

(事業者との付き合い方、コンプライアンス意識の醸成、事業者との接触ルール、職場環境作り、情報管理の徹底等)

<事例研究の方法を変更>

受講環境が事務所ごとに異なるため、事例研究の方法を班別討議から講師からの発表者指名へ変更。



(執務室にて受講: 国営昭和記念公園事務所)



(会議室にて受講: 鹿島港湾・空港整備事務所)

【講習会についての要望、意見、感想等】

- ・1時間という時間設定の中で、「講義＋ミーティング」の時間配分はちょうど良いバランスだと思う。
- ・実際にあった事例を題材に内容を確認することでより現実味をもって理解することができました。
- ・気軽に相談しあえる職場の雰囲気づくりも重要だと感じました。
- ・Web実施の方が、参加者が多く(特に技術系)良いと思います。
- ・可能であれば、対面で、班別討議があれば良かったと思う。

令和3年度 適正業務管理官及び港政調整官等による事務所等でのコンプライアンス講習会 実施状況

No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者(講師)	所長ヒア	備考
1	R3.10.27	長野営繕事務所	全職員	3	適正業務管理官	第5回推進本部会議	
2	R3.10.28	国営常陸海浜公園事務所	全職員	7	適正業務管理官	第4回推進本部会議	
3	R3.11.2	品木ダム水質管理所	全職員	10	適正業務管理官	—	
4	R3.11.4	常総国道事務所	全職員	16	適正業務管理官	第11回推進本部会議	
5	R3.11.7	霞ヶ浦導水工事事務所	全職員	48	適正業務管理官	第4回推進本部会議	
6	R3.11.8	宇都宮営繕事務所	全職員	11	適正業務管理官	巡回講習会	
7	R3.11.9	渡良瀬川河川事務所	全職員	39	適正業務管理官	—	
8	R3.11.9	関東技術事務所	全職員	25	適正業務管理官	—	
9	R3.11.10	富士川砂防事務所	全職員	21	適正業務管理官	—	
10	R3.11.10	霞ヶ浦河川事務所	全職員	48	適正業務管理官	巡回講習会	
11	R3.11.11	鬼怒川ダム統合管理事務所	全職員	31	適正業務管理官	第10回推進本部会議	
12	R3.11.15	横浜営繕事務所	全職員	16	適正業務管理官	—	
13	R3.11.16	利根川ダム統合管理事務所	全職員	27	適正業務管理官	巡回講習会	
14	R3.11.17	東京第一営繕事務所	全職員	13	適正業務管理官	巡回講習会	
15	R3.11.17	東京国道事務所	全職員	48	適正業務管理官	—	
16	R3.11.18	下館河川事務所	全職員	41	適正業務管理官	第6回推進本部会議	
17	R3.11.24	久慈川緊急治水対策河川事務所	全職員	11	適正業務管理官	第3回推進本部会議	
18	R3.11.30	甲府河川国道事務所	全職員	34	適正業務管理官	第11回推進本部会議	
19	R3.12.1	甲武営繕事務所	全職員	9	適正業務管理官	—	
20	R3.12.2	東京外かく環状国道事務所	全職員	24	適正業務管理官	巡回講習会	
21	R3.12.6	東京第二営繕事務所	全職員	14	適正業務管理官	巡回講習会	
22	R3.12.8	二瀬ダム管理所	全職員	8	総括調整官	巡回講習会	
23	R3.12.8	関東道路メンテナンスセンター	全職員	9	総括調整官	—	
24	R3.12.10	常陸河川国道事務所	全職員	35	総括調整官	第3回推進本部会議	
25	R3.12.10	国営昭和記念公園事務所	全職員	25	総括調整官	—	
26	R3.12.13	大宮国道事務所	全職員	31	調査官	—	
27	R3.12.13	宇都宮国道事務所	全職員	43	調査官	—	
28	R3.12.14	北首都国道事務所	全職員	27	総括調整官	巡回講習会	
29	R3.12.14	千葉国道事務所	全職員	23	調査官	巡回講習会	
30	R3.12.15	長野国道事務所	全職員	22	総括調整官	巡回講習会	
31	R3.12.15	利根川上流河川事務所	全職員	29	総括調整官	第1回推進本部会議	
32	R3.12.16	横浜国道事務所	全職員	24	総括調整官	第6回推進本部会議	
33	R3.12.16	江戸川河川事務所	全職員	39	総括調整官	第5回推進本部会議	
34	R3.12.17	首都国道事務所	全職員	12	総括調整官	第8回推進本部会議	
35	R3.12.17	相模川水系広域ダム管理事務所	全職員	15	総括調整官	—	
36	R3.12.21	川崎国道事務所	全職員	24	総括調整官	—	
37	R3.12.22	荒川上流河川事務所	全職員	32	総括調整官	—	
38	R3.12.22	相武国道事務所	全職員	32	総括調整官	第2回推進本部会議	
39	R3.12.23	利根川下流河川事務所	全職員	51	調査官	第2回推進本部会議	
40	R3.12.23	荒川調節池工事事務所	全職員	24	総括調整官	第7回推進本部会議	
41	R3.12.24	高崎河川国道事務所	全職員	21	総括調整官	第9回推進本部会議	
			小計	1,022			

No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者(講師)	所長ヒア	備考
42	R4.1.14	荒川下流河川事務所	全職員	37	総括調整官	第8回推進本部会議	
43	R4.1.20	利根川水系砂防事務所	全職員	10	総括調整官	第9回推進本部会議	
44	R4.1.20	日光砂防事務所	全職員	17	総括調整官	巡回講習会	
45	R4.1.20	京浜河川事務所	全職員	16	総括調整官	—	
46	R4.1.31	東京港湾事務所	全職員	31	港政調整官	巡回講習会	
47	R4.2.1	東京湾口航路事務所	全職員	16	港政調整官	巡回講習会	
48	R4.2.2	特定離島港湾事務所	全職員	15	港政調整官	第10回推進本部会議	
49	R4.2.3	京浜港湾事務所	全職員	29	港政調整官	第7回推進本部会議	
50	R4.2.3	横浜港湾空港技術調査事務所	全職員	18	港政調整官	第12回推進本部会議	
51	R4.2.4	鹿島港湾・空港整備事務所	全職員	32	港政調整官	巡回講習会	
52	R4.2.4	東京空港整備事務所	全職員	53	港政調整官	—	
53	R4.2.4	千葉港湾事務所	全職員	23	港政調整官	第1回推進本部会議	
			小計	297			
			合計	1,319			

令和3年度において本局各部が実施した会議等におけるコンプライアンス講義等の実施状況

No.	実施日	会議名等	主な対象者	参加人数	実施者(講師)	備考
1	R3.4.22	副所長・総務課長会議	副所長 総務課長	132	適正業務管理官	「令和3年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画のポイント」
2	R3.4.22	用地担当管理者会議	用地担当課長	94	適正業務管理官	「令和3年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画のポイント」
3	R4.2.16	経理担当課長会議	経理担当課長	102	契約管理官	発注者綱紀保持について
計				328		

令和3年度 関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

No.	種別	研修名	実施日	講義名	講師	講義時間(分)	受講者数(人)
1	基幹	新規採用職員	R3.4.6	公務員制度(ワークライフバランス、人事評価、障害者差別解消法等、服務・倫理、ハラスメント防止)	総務部 人事課 課長補佐等	100	133
			R3.4.7	コンプライアンス・情報公開	適正業務管理官等	30	
			R3.4.6	情報セキュリティ	企画部 情報通信技術課 課長補佐	50	
			R3.4.7	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	50	
2	基幹	管理能力向上(上期)	R3.4.20	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	112
3	基幹	建設技術(中級)	R3.5.13	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	20
4	基幹	事務職員(一般職)	R3.5.19	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	30	44
			R3.5.19	個人情報・危機管理	総務部 総務課長	30	
			R3.5.19	コンプライアンス	適正業務管理官	30	
			R3.5.19	服務・勤務時間・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	
5	基幹	管理能力向上(下期)	R3.5.27	ハラスメント防止・ワークライフバランス推進	人事計画官	60	80
6	基幹	建設技術(初級)前期	R3.6.11	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	89
7	基幹	新任係長	R3.10.12	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	93
			R3.10.12	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	30	
8	基幹	一般職員能力向上	R3.11.15	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	42
			R3.11.17	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	70	
9	基幹	建設技術(係長)	R3.11.19	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	20
10	実践	現場係長(河川)	R3.5.31	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	10
11	実践	現場係長(道路)	R3.5.31	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	15
12	専門	専門(道路管理)	R3.6.3	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	13
13	専門	専門(用地・基礎)	R3.6.3	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	23
14	専門	専門(契約)	R3.6.16	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	18
15	専門	専門(河川管理)	R3.6.28	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	9
16	専門	専門(会計)	R3.7.16	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	13
17	実践	行政情報システム運用管理	R3.5.19	行政情報システムについて	企画部 情報通信技術課 システム運営係長	45	42
18	実践	ハラスメント相談員	R3.5.24	ハラスメントについて	外部講師	210	93
19	実践	契約事務管理	R3.9.29	コンプライアンス及び講評	総務部 契約課長	30	20
19研修 27講義							889

令和3年度 各所属におけるコンプライアンスの取組状況・主な取組事例

1) コンプライアンス推進本部の開催、同本部における事務所長等訓示の実施

本局、すべての事務所、センターで開催・実施

※二瀬ダム、品木ダム両事務所は推進本部未設置であるが、所内会議において管理所長訓示を実施

2) 公務員の不祥事事例についての意見交換・周知、コンプライアンス・ミーティングの実施

本局、すべての事務所・管理所、センターで実施

3) コンプライアンス・メールについての意見交換・周知

本局、すべての事務所・管理所、センターで実施

4) 講習会・講話の実施 ※人事院主催及び本局主催分を除く

① コンプライアンス全般に関わる講習会等

(利根川下流、霞ヶ浦、霞ヶ浦導水、日光砂防、長野国道、高崎)

② 文書管理・情報セキュリティに関する講習会等

(首都国道、関東技術、東京湾口、港湾空港部)

③ ハラスメント防止に関わる講習会等

(荒川下流、東京国道(外部講師)、首都国道、関東技術、横浜営繕)

④ 不当要求に関する講習会(富士川砂防、利根川ダム、甲府)

5) 定期的な情報発信・資料配付 ※人事院主催及び本局主催分を除く

① 携帯版事例集の配付(大宮国道、甲府)

例)「携帯版コンプライアンス事例集」(大宮国道、甲府)

② 定期的なメール配信(営繕部、営繕事務所)

例)「営繕部コンプライアンス情報」(営繕部、営繕事務所)

③ 事務所長発信の啓発メール等

(常陸、東京第二営繕、長野営繕、東京港湾、東京空港、横浜技調)

6) その他の取組

① 所属職員との積極的な意思疎通

(利根川下流、横浜国道、鹿島港湾、東京湾口、横浜技調、総務部)

例)若手職員と事務所長との「1on1面談」(利根川下流)、

若手職員との徒歩パトロール・社会人経験採用者研修(横浜国道)、

係長以下職員との勉強会(鹿島港湾、東京湾口)、全職員対象勉強会(横浜技調)、

幹部と若手職員との懇談会(利根川下流、横浜国道、総務部)

② 所属内における情報共有促進(江戸川、下館、特定離島、港湾空港部)

例)共有フォルダへの資料・情報集約(江戸川、下館、港湾空港部)、共有部への資料掲示(特定離島)

③ 映像視聴(霞ヶ浦導水、荒川下流、日光砂防、関東技術、宇都宮営繕、甲武営繕)

④ 事業者向け取組(富士川砂防、鬼怒川ダム、東京国道、関東技術、東京港湾、東京空港)

例)「国家公務員倫理規定に係る事業者向けリーフレット」の配布・説明

※工事安全協議会における受注企業、占用企業対象

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
1	利根川上流 河川事務所	102 / 102	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配布・再周知 「関東地方整備局職員行動基準」の配布 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		102 / 102	100 %		
		102 / 102	100 %		
		102 / 102	100 %		
2	利根川下流 河川事務所	76 / 76	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 「河川管理に求められるコンプライアンス」講師：事務所長 「道路特定財源問題での国民意識とのズレ」講師：副所長 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「若手職員と事務所長との懇談会」 ※上記講習会、取組は採用2年目までの職員を対象 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 「発注者綱紀保持等勉強会」※幹部対象 「適正文書管理の推進に関する研修会」※文書管理者及び担当者対 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「若手職員との現場見学(交流)会」※採用4年目までの職員を対象 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「若手職員と事務所長との「on1面談」」、「若手職員対象の災害対策用 機器操作講習会」、「若手職員との現場見学(交流)会」※採用4年目ま での職員を対象 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		76 / 76	100 %		
		76 / 76	100 %		
		76 / 76	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
3	霞ヶ浦 河川事務所	50 / 50	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配布・再周知 「発注者綱紀保持マニュアル」の配布 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 「倫理規程」「パワーハラスメント」「発注者綱紀保持規程・マニュアル」 ※若手職員対象
		51 / 51	100 %		
		51 / 51	100 %		
		51 / 51	100 %		
4	久慈川 緊急治水対策 河川事務所	22 / 22	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		22 / 22	100 %		
		22 / 22	100 %		
		22 / 22	100 %		
5	霞ヶ浦導水 工事事務所	35 / 35	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1～6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 「不当な働きかけ」 ・本局・人事院等が作成した資料の配布・再周知 「職員行動基準、コンプライアンス・倫理カード」の配布 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 コンプライアンスに関する映像視聴 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		35 / 35	100 %		
		35 / 35	100 %		
		35 / 35	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
6	江戸川 河川事務所	121 / 121	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自で作成した資料の配付・再周知 「管理職としての心得(管理職員限りの共通ルール)」の配布 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 共有フォルダに「公務員の不祥事事例」のフォルダを作成し、所属職員がいつでも閲覧可能とした 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		121 / 121	100 %		
		121 / 121	100 %		
		122 / 122	100 %		
7	渡良瀬川 河川事務所	60 / 60	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		60 / 60	100 %		
		60 / 60	100 %		
		60 / 60	100 %		
8	下館 河川事務所	74 / 74	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「関東地方整備局職員行動基準」の配布 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 共有フォルダにコンプライアンス関係資料を1カ所にまとめたフォルダを作成し、所属職員がいつでも閲覧可能とした 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		72 / 72	100 %		
		72 / 72	100 %		
		73 / 73	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
9	荒川上流 河川事務所	107 / 107	100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「総務部からの情報」のバックナンバーから時節に合うものを配布 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		107 / 107	100 %	所属長による個別説明	
		106 / 106	100 %		
		106 / 106	100 %	所属長による個別説明	
10	荒川調節池 工事事務所	30 / 30	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 コンプライアンスメールを受け意見交換 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		30 / 30	100 %		
		30 / 30	100 %		
		30 / 30	100 %		
11	荒川下流 河川事務所	86 / 86	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「義務違反防止ハンドブック(抜粋版)」の配布 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 説明「セクハラの問題点やセクハラを無くすために職員に求められる心構え」総務課長作成※幹部対象 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 コンプライアンスDVD視聴(本局貸出)
		85 / 85	100 %		
		85 / 85	100 %		
		85 / 85	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
12	京浜 河川事務所	116 / 116 100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「適正文書管理の推進に関する研修会」※文書管理者及び担当者対 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「個人情報の適切な管理の徹底」 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		115 / 118 98 %		
		118 / 118 100 %		
		116 / 116 100 %		
13	利根川水系 砂防事務所	50 / 50 100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		50 / 50 100 %		
		49 / 49 100 %		
		49 / 49 100 %		
14	日光 砂防事務所	30 / 30 100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 「 コンプライアンス・情報セキュリティ・服務倫理・ハラスメント防止など 」 ※新規採用職員対象 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「関東地方整備局職員行動基準」の配布 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「 公務員倫理に関する映像視聴 」 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「行政文書の管理に関する大切な取組事項について」 「個人情報の適切な管理の徹底について」 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「栃木県内訟務事務担当者協議会」(WEB)への参加※用地課長対象 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		30 / 30 100 %		
		31 / 31 100 %		
		31 / 31 100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
15	富士川 砂防事務所	31 / 31 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「 工事安全協議会(受注者28社52人)において副所長講話 」 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 「 不当要求防止責任者講習会及び不当要求に関する講演会※全職員対象 」
		30 / 30 100 %		
		31 / 31 100 %		
		30 / 30 100 %		
16	利根川ダム 統合管理事務所	62 / 62 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知不当要求を受けた際の対応フロー ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「 不当要求を受けた際の対応フローをメール周知 」 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「 行政対象暴力対策意見交換会 」※事務官職員対象
		62 / 62 100 %		
		61 / 61 100 %		
		61 / 61 100 %		
17	鬼怒川ダム 統合管理事務所	34 / 34 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 国家公務員倫理規程に係る事業者向けリーフレット 」の配布・説明 ※ 「 工事安全協議会における受注企業、発注企業対象 」 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		34 / 34 100 %		
		34 / 34 100 %		
		33 / 33 100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
18	相模川水系 広域ダム管理事務所	15 / 15 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「国家公務員倫理カード」の配布 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「発注者綱紀保持マニュアル」周知 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		15 / 15 100 %		
		15 / 15 100 %		
		16 / 16 100 %		
19	二瀬ダム 管理所	8 / 8 100 %		【第1四半期】 ・管理所長訓示 ※コンプライアンス推進本部未設置 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・管理所長訓示 ※コンプライアンス推進本部未設置 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・管理所長訓示 ※コンプライアンス推進本部未設置 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 義務違反ハンドブックの配布 【第4四半期】 ・管理所長訓示 ※コンプライアンス推進本部未設置 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		8 / 8 100 %		
		8 / 8 100 %		
		8 / 8 100 %		
20	品木ダム 水質管理所	10 / 10 100 %		【第1四半期】 ・管理所長訓示 ※コンプライアンス推進本部未設置 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・管理所長訓示 ※コンプライアンス推進本部未設置 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・管理所長訓示 ※コンプライアンス推進本部未設置 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・管理所長訓示 ※コンプライアンス推進本部未設置 ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		10 / 10 100 %		
		10 / 10 100 %		
		10 / 10 100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
21	東京 国道事務所	150 / 150 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「国家公務員倫理規程に係る事業者向けリーフレット」の配布・説明 ※ 工事安全協議会における受注企業、占用企業対象 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「国家公務員倫理規程に係る事業者向けリーフレット」の配布・説明 ※ 工事安全協議会における受注企業、占用企業対象 ・事務所が独自に実施した講習会等 「ハラスメント防止講習会」 ※全職員対象 外部講師 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		150 / 150 100 %		
		149 / 149 100 %		
		149 / 149 100 %		
22	相武 国道事務所	87 / 87 100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		88 / 88 100 %	所属長による個別説明	
		87 / 87 100 %	所属長による個別説明	
		88 / 88 100 %	所属長による個別説明	
23	首都 国道事務所	53 / 53 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「行政文書管理」 ※文書管理担当者対象 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「対面研修・公文書管理の適正の確保のための取組」 ※文書管理担当 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「ハラスメント防止講習会」 ※全職員対象 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「官製談合防止講習会」 ※全職員対象
		51 / 51 100 %		
		48 / 48 100 %		
		50 / 50 100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期 第3四半期 第4四半期		
24	川崎 国道事務所	43 / 43	100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「関東地方整備局職員行動基準」の配布 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「適正文書管理の推進に関する研修会」※文書管理者及び担当者対 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「シェイクアウト訓練・消防訓練」※全職員対象 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		43 / 43	100 %		
		43 / 43	100 %		
		43 / 43	100 %		
25	横浜 国道事務所	143 / 143	100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 「若手職員育成研修（徒歩・トロール）」※採用4年目までの職員対象 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「個人情報の適切な管理について」周知 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「若手職員育成研修（アスファルト舗装研修）」※採用4年目までの職員対 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 「社会人経験採用者研修」※社会人経験者採用職員対象
		143 / 143	100 %		
		143 / 143	100 %		
		143 / 143	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期 第3四半期 第4四半期		
26	大宮 国道事務所	104 / 104	100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「倫理に関するweb講演会」主催：人事院国家公務員倫理審査会事務局 ※幹部職員対象 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「コンプライアンス事例集（携帯版）」の配布 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 保有個人情報の漏えい等の発覚時の連絡体制表（大宮国道版）、交通事故対応マニュアル携帯版、コンプライアンス事例集（携帯版）H29.6.26改訂大宮国道を事務所イストラへ掲載 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		104 / 104	100 %		
		104 / 104	100 %		
		104 / 104	100 %		
27	北首都 国道事務所	52 / 52	100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		54 / 54	100 %		
		51 / 51	100 %		
		51 / 51	100 %		
28	千葉 国道事務所	109 / 109	100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間（6/1～6/7）の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「公文書管理」※所属長及び文書管理担当者対象 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催（事務所長訓示等を含む） ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		108 / 108	100 %		
		106 / 106	100 %		
		106 / 106	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
29	常総 国道事務所	48 / 48 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		48 / 48 100 %		
		49 / 49 100 %		
		48 / 48 100 %		
30	宇都宮 国道事務所	73 / 73 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「個人情報の適切な管理の徹底について」周知 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「個人情報の適切な管理の徹底について」周知 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		73 / 73 100 %		
		74 / 74 100 %		
		74 / 74 100 %		
31	長野 国道事務所	114 / 114 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 独自に作成した題材でのコンプライアンス・ミーティング実施 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 独自に作成した題材でのコンプライアンス・ミーティング実施 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 独自に作成した題材でのコンプライアンス・ミーティング実施
		114 / 114 100 %		
		113 / 113 100 %		
		113 / 113 100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
32	東京外から環状国 道事務所	51 / 51 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「文書管理講習会説明資料」周知 ・事務所が独自に実施した講習会等 「倫理に関するweb講演会」主催：人事院国家公務員倫理審査会事務局 ※希望職員 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		51 / 51 100 %		
		50 / 50 100 %		
		50 / 50 100 %		
33	関東道路 メンテナンス センター	17 / 17 100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(センター長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		17 / 17 100 %		
		17 / 17 100 %		
		17 / 17 100 %		
34	常陸 河川国道事務所	144 / 144 100 %	イントラ掲載動画個別視聴	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 事務所長が幹部会にてコンプライアンスに関する身近な情報を紹介 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「公文書管理の適正の確保のための取組研修」※文書管理者 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 事務所長が幹部会にてコンプライアンスに関する身近な情報を紹介 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 事務所長が幹部会にてコンプライアンスに関する身近な情報を紹介 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 事務所長が幹部会にてコンプライアンスに関する身近な情報を紹介
		145 / 145 100 %	イントラ掲載動画個別視聴	
		144 / 144 100 %	イントラ掲載動画個別視聴	
		144 / 144 100 %	イントラ掲載動画個別視聴	

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
35	高崎 河川国道事務所	118 / 118	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加
		118 / 118	100 %		・ 事務所が独自に実施した講習会等 【前橋市職員の官製談合防止法違反を受けた継続保持全般】 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 ・「適正文書管理の推進に関する研修会(Web開催)」※文書管理者 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 ・「個人情報の適切な管理の徹底について」
		117 / 117	100 %		【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 【所内業務発表会】※正職員対象、「職場内での倫理に関する意見交換」※全職員対象
		118 / 118	100 %		【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		118 / 118	100 %		
36	甲府 河川国道事務所	117 / 117	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加
		118 / 118	100 %		・ 事務所が独自に作成した資料の配付・再周知 【携帯版コンプライアンス事例集】の配布 ※同事例集はR1年度に大宮国道が作成、配布したもの
		118 / 118	100 %		【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加
		118 / 118	100 %		【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加
		118 / 118	100 %		【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 【不当要求防止責任者講習会及び不当要求に関する講演会】※全職員対象

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
37	関東 技術事務所	53 / 53	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加
		53 / 53	100 %		【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加
		53 / 53	100 %		【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 【関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書に基づき、行政情報システムを使用するにあたっての留意点を説明※全職員対象】 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 【工事等安全対策協議会で、事務副所長がコンプライアンスの取組を紹介し、協力を要請。】
		53 / 53	100 %		【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 【セクハラ・パワハラ防止講習会※全職員対象】
		11 / 11	100 %		
38	国営常陸海浜 公園事務所	9 / 9	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加
		10 / 10	100 %		【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加
		10 / 10	100 %		【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加
		10 / 10	100 %		【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		11 / 11	100 %		
39	国営昭和記念 公園事務所	28 / 28	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加
		27 / 27	100 %		【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加
		27 / 27	100 %		【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加
		26 / 26	100 %		【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		28 / 28	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
40	東京第一 営繕事務所	17 / 17	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 「個人情報
		17 / 17	100 %		
		17 / 17	100 %		
		17 / 17	100 %		
41	東京第二 営繕事務所	17 / 17	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 コンプライアンスに関する話題・注意喚起等を事務所長から直接全職員 メールで配信 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「倫理に関するweb講演会」主催:人事院国家公務員倫理審査会事務局 ※希望職員 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 コンプライアンスに関する話題・注意喚起等を事務所長から直接全職員 メールで配信 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 コンプライアンスに関する話題・注意喚起等を事務所長から直接全職員 メールで配信 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「倫理に関するweb講演会」主催:人事院国家公務員倫理審査会事務局 ※希望職員 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 コンプライアンスに関する話題・注意喚起等を事務所長から直接全職員 メールで配信
		17 / 17	100 %		
		17 / 17	100 %		
		17 / 17	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
42	甲武 営繕事務所	15 / 15	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 コンプライアンスに関する映像視聴 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・R3.7.26付け事務次官通知等の説明・周知 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布
		15 / 15	100 %		
		15 / 15	100 %		
		15 / 15	100 %		
43	宇都宮 営繕事務所	13 / 13	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 「関東地方整備局職員行動基準」の配布 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 国家公務員倫理規程、コンプライアンスに関する映像視聴 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 「公文書管理の適正の確保のための取組」周知 国家公務員倫理規程、コンプライアンスに関する映像視聴 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」周知 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 国家公務員倫理規程、コンプライアンスに関する映像視聴、国家公務員 倫理月間・国家公務員ハラスメント防止週間ポスター掲示 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・ 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 映像教材視聴:人事院国家公務員倫理審査会提供動画 ※全職員
		13 / 13	100 %		
		13 / 13	100 %		
		13 / 13	100 %		

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合			不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期	第3四半期 第4四半期		
44	横浜 営繕事務所	16 / 16	100 %		所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 「整備局職員行動基準、コンプライアンス推進の基本事項」の配布 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 事務所が独自に実施した講習会等 「 ハラスメントのない職場にするために 」講師:総務課長※全職員対象 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 国家公務員倫理規程 論点整理・事例集から「金銭・物品の贈与」の事例についてメールにて紹介
		16 / 16	100 %			
		16 / 16	100 %			
		16 / 16	100 %			
45	長野 営繕事務所	10 / 10	100 %		総務課長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 事務所が独自に実施した講習会等 「 国家公務員法 」講師:事務所長 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 「整備局職員行動基準、コンプライアンス推進の基本事項」の配布 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 事務所が独自に実施した講習会等 「 公務員が知っておくべき贈収賄罪 」講師:事務所長 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 事務所が独自に実施した講習会等 「 北海道開発局発注業務にかかる不正事案 」講師:事務所長 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 事務所が独自に実施した講習会等 「 建設工事受注動態統計調査の不適切処理 」講師:事務所長 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 営繕部コンプライアンス情報 」の配布
		10 / 10	100 %			
		10 / 10	100 %			
		10 / 10	100 %			

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合			不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期	第3四半期 第4四半期		
46	鹿島 港湾・空港事務所	28 / 28	100 %			【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 関東地方整備局職員行動基準 」の配布 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 事務所が独自に実施した講習会等 「 若手勉強会 」※係長以下対象 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 事務所が独自に実施した講習会等 「 若手勉強会 」※係長以下対象
		28 / 28	100 %			
		29 / 29	100 %			
		29 / 29	100 %			
47	千葉 港湾事務所	24 / 24	100 %			【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加
		24 / 24	100 %			
		24 / 24	100 %			
		24 / 24	100 %			
48	東京 港湾事務所	27 / 27	100 %			【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 事務所長から直接全職員へメールで配信「コンプライアンスに関するメッセージ」 周知「少額随取の取扱について」品質確保課長作成 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「 国家公務員倫理規程に係る事業者向けリーフレット 」の配布・説明 ※ 工事安全協議会における受注企業、占用企業対象 ・その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 事務所長から直接全職員へメールで配信「コンプライアンスに関するメッセージ」
		27 / 27	100 %			
		27 / 27	100 %			
		27 / 27	100 %			

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合			不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期	第3四半期 第4四半期		
49	東京 空港整備事務所	60 / 60	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 ・ 事務所掲示板に掲示したコンプライアンス関係資料を更新 ・ 外部向け情報閲覧場所に掲示したコンプライアンス関係資料を更新 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 ・ 事務所長が全職員へコンプライアンスに関する注意喚起 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 ・ 事務所長から直接全職員へメールで配信「コンプライアンスに関するメッセージ」	
		60 / 60	100 %			
		59 / 59	100 %			
		61 / 61	100 %			
50	京浜 港湾事務所	60 / 60	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「公文書管理の適正の確保のための取組」周知 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加	
		60 / 60	100 %			
		62 / 62	100 %			
		60 / 60	100 %			
51	東京湾口 航路事務所	19 / 19	100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「公文書管理」 ※ 文書管理者及び文書管理担当者対象 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 ・ 所内勉強会(TEC-FORCE・土木学会年次講演・関東学院秋期講座の報告)」※係長以下対象 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 ・ 所内勉強会(ナローマルチ・測量装置研修)」※係長以下対象	
		20 / 20	100 %			
		20 / 20	100 %			
		20 / 20	100 %			

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合			不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期	第3四半期 第4四半期		
52	特定離島 港湾事務所	20 / 20	100 %	総務課長による個別説明	【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・本局・人事院等が作成した資料の配付・再周知 「コンプライアンス・倫理携帯カード」の配布 ※新規採用職員対象 ・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 ・ 事務所掲示板に掲示したコンプライアンス関係資料を更新 ・ 外部向け情報閲覧場所に掲示したコンプライアンス関係資料を更新 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所が独自に実施した講習会等 「発注者細紀保持マニュアル他」 ※幹部職員対象 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加	
		19 / 19	100 %	総務課長による個別説明		
		19 / 19	100 %			
		19 / 19	100 %			
53	横浜 港湾空港 技術調査事務所	18 / 18	100 %		【第1四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 ・ 「技術伝承」、「若手職員育成」 【第2四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 ・ 「技調の仕事〜昨年の台風の振り返り〜」「技調の仕事〜港湾施設の設計で用いる波〜」 【第3四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 ・ 事務所が独自に実施した講習会等 ・ 「技調の仕事〜国の方針と横浜技調の役割〜」(web)の勉強会実施※全職員対象 【第4四半期】 ・コンプライアンス推進本部開催(事務所長訓示等を含む) ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加 ・事務所等巡回コンプライアンス講習会への参加	
		18 / 18	100 %			
		18 / 18	100 %			
		18 / 18	100 %			
54	本局	958 / 958	100 %		【第1四半期】 ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加	
		958 / 958	100 %			
		962 / 962	100 %			
		961 / 961	%			
55	防災室・ 災害対策 マネジメント室	30 / 30	100 %		【第1四半期】 ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加 【第2四半期】 ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・統括防災官訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加	
		30 / 30	100 %			
		30 / 30	100 %			
		30 / 30	100 %			

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容	
	総務部	137 / 137 100 %		【第1四半期】 ・部長訓示等	
		137 / 137 100 %		・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施	
		136 / 136 100 %		・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加	
		136 / 136 100 %		・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 「若手職員との懇談会」開催 ※採用5年目までの部内職員対象	
	企画部				【第2四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加
					【第3四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加
					【第4四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		117 / 117 100 %			【第1四半期】 ・部長訓示等
		116 / 116 100 %			・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施
		117 / 117 100 %			・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加
		117 / 117 100 %			【第2四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加
					【第3四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加
			【第4四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加		
建政部	104 / 104 100 %			【第1四半期】 ・部長訓示等	
	104 / 104 100 %			・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施	
	103 / 103 100 %			・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加	
	103 / 103 100 %			【第2四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加	
河川部				【第3四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加	
				【第4四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加	
	113 / 113 100 %			【第1四半期】 ・部長訓示等	
	113 / 113 100 %			・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施	
	112 / 112 100 %			・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加	
	112 / 112 100 %			【第2四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加	
				【第3四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加	
				【第4四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加	

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期	不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容	
	道路部	108 / 108 100 %		【第1四半期】 ・部長訓示等	
		108 / 108 100 %		・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施	
		109 / 109 100 %		・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加	
		108 / 108 100 %		【第2四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加	
	港湾空港部				【第3四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加
					【第4四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		150 / 150 100 %			【第1四半期】 ・部長訓示等
		152 / 152 100 %			・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施
		152 / 152 100 %			・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加
		152 / 152 100 %			・ その他のコンプライアンスに関わる独自の取組 共有フォルダに発注者納品保持マニュアル、コンプライアンス・倫理携 帯カード等を1カ所にまとめたフォルダを作成し、所属職員がいつでも 閲覧可能とした
					【第2四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加
					・部が独自に実施した講習会等 「公文書管理」※文書管理者及び文書管理担当者対象
営繕部				【第3四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加	
				【第4四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加	
	156 / 156 100 %			【第1四半期】 ・部長訓示等	
	155 / 155 100 %			・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施	
				・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加	
	160 / 160 100 %			・ 営繕部が独自に作成した資料の配付・再周知 「営繕部コンプライアンス情報」の配布	
	160 / 160 100 %			【第2四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加	
				・ 営繕部が独自に作成した資料の配付・再周知 「営繕部コンプライアンス情報」の配布	
				【第3四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加	
				・ 営繕部が独自に作成した資料の配付・再周知 「営繕部コンプライアンス情報」の配布	
				【第4四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加	
				・ 営繕部が独自に作成した資料の配付・再周知 「営繕部コンプライアンス情報」の配布	

NO.	事務所名	コンプライアンス講習会等 参加実績人数・割合		不参加者に対する フォローアップ方法	主な取組内容
		第1四半期	第2四半期		
	用地部	43 / 43	100 %	所属長による個別説明	【第1四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンス週間(6/1~6/7)の各種取組への参加
		43 / 43	100 %		
		43 / 43	100 %		
		43 / 43	100 %		
全体		3936 / 3936	100 %		【第2四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第2回コンプライアンス講習会への参加 【第3四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・コンプライアンスメール周知 ・第3回コンプライアンス講習会への参加 【第4四半期】 ・部長訓示等 ・公務員不祥事例の意見交換等、コンプライアンス・ミーティング実施 ・第4回コンプライアンス講習会への参加
		3931 / 3934	100 %		
		3927 / 3927	100 %		
		3929 / 3929	100 %		

※参加実績人数は常勤職員の数。

※講習会等に直接参加できなかった職員も、所属長等が後日フォローアップした場合は参加したものとして扱っている。